**環境調査・検査業務技術認定の審査手順**

「JIS Q 17043　適合性評価－技能試験に対する一般要求事項」に準じた方法により検定を行う。

**１．審査フロー**

審査は次のフローに従って行う。

|  |
| --- |
|  |
| 図１　審査フロー |

**２．提出書類の審査**

　　分析項目毎に次の①～⑦のチェック項目について審査を行う。

①　提出書類は全て提出されているか。

・分析結果の報告様式

・分析フロー又は標準作業手順書（SOP）

・検量線図

・標準液・試料・ブランクの測定チャートの写し

②　分析は指定した方法で適切に行っているか。

③　分析試料の濃度は検量線の範囲に入っているか。

④　最終報告値の有効数字は２桁か。

⑤　過程の誤りや計算間違いはないか。

⑥　チャート等から報告書への数字等の転記にミスはないか。

⑦　その他分析項目毎に必要な項目。

チェック項目に全て問題がなければ、「適格」と判定し、１つの区分の全ての分析項目で「適格」と判定された場合、次の分析結果の審査を行う。

「不適格」と判定された場合、その分析項目を含む区分は「不認定」とし、その区分の分析結果は全て次の分析結果の審査に使用しない。

**３．分析結果の審査**

①審査A

Zスコア（Z）を次の式により計算し、Ｚスコアが３未満の事業者を「満足」、３以上の事業者を「不満足」と評価し、「満足」と判定された分析値を「適格」とする。

Z = (Xi – Xm) / NIQR

Xi：書類審査適格事業者の分析値

Xm：書類審査適格事業者の中央値

NIQR：書類審査適格事業者の正規四分位範囲

評価

|Z| < 3：満足　→「適格」

|Z| ≧3：不満足　→　審査B

②審査B

　審査Aにおいて不満足となった分析値（Aとする）について、分析方法がもつ繰返し精度を考慮に入れ、次式の範囲内であれば「適格」とする。繰り返し分析精度は、JIS K 0102又はJIS K 0125に記載された各分析法の繰返し分析精度の上限値で、金属・窒素化合物・りん化合物・CODは10%、揮発性有機化合物は20%である。

Xm × (1-R/100) ≦ A ≦ Xm × (1 + R/100)

Xm：書類審査適格事業者の中央値

R：各分析法の繰り返し分析精度の上限値 (%)

**４．認定**

１つの区分の全ての分析項目で「適格」と判定された場合、その区分を「認定」とする。